

大和市告示第44号

大和市中企業退職金共済制度等掛金補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

大和市長 古谷田 力

大和市中企業退職金共済制度等掛金補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市中企業退職金共済制度等掛金補助金交付要綱（平成21年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の規定により、」を「に規定する」に改め、「が」の次に「同法の規定に基づき」を加え、「もの」を「退職金共済に関する制度」に改め、同条第2号中「もの」を「退職金共済に関する制度」に改める。

第4条の見出しを「（補助金の額）」に改め、同条中「補助する額（以下「補助金」という。）」を「補助金の額」に、「20パーセント」を「10パーセント」に、「1,400円」を「600円」に改める。

第6条中「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に改め、「おいて、」の次に「当該」を加える。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（様式）

第7条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	個人別掛金納付内訳書	第6条

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。